

意見案第2号

「北海道観光振興特別措置法」の早期制定を求める意見書

我が国では、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催される平成32年に向けて、訪日外国人旅行者数2000万人の達成を目指す目標を掲げ、官民一丸となった取り組みを行った結果、平成24年に836万人であった外国人旅行者数は、一昨年には、約1341万人まで急増し、昨年も、毎月のように単月での過去最高を更新するなど、目標達成の実現が視野に入ってきた状況にある。

このような中、国は、昨年6月、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」を決定し、平成32年の2000万人を通過点として、その先には3000万人が訪れるような、世界に誇る魅力あふれる国づくりを目指すとしたところである。

一方、本道の観光振興策としては、国主導による開拓の歴史や独自の文化的所産を有するアイヌの人々が居住するなど、本道の置かれた特殊な諸事情があることに鑑み、経済的基盤の確立を目的として、これまでに3度、課税特例措置の創設などを内容とする「北海道観光振興特別措置法」の法律案が、衆議院議員により国会に提出されてきたところであるが、いずれも審議未了・廃案となっている。

本道は、平成26年度、外国人来道者数が154万人に達し、特に、ここ数年、雄大な自然や豊かな食などに関心を寄せるアジア地域からの観光客が大きく増加している。本道における観光振興策の強化は、これらの成長著しいアジア地域の旺盛なインバウンドをさらに取り込む大きな原動力となるものであり、ひいては、国が目標とする年間3000万人の達成にも大きく寄与するものと考えられる。

よって、国においては、本道のリーディング産業である観光産業の振興が地域活性化の大きな柱であることなども踏まえ、財政上、税制上の特別措置等を盛り込んだ「北海道観光振興特別措置法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
地方創生担当大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連